平成２１年（再口）第１３号
福岡県宗像市公園通り２丁目９番12号
再生債務者　田川　洋一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再口）第３４号
仙台市泉区南中山１丁目27番地の193
再生債務者　佐藤　政彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月８日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再口）第１９号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１神戸パークシティ３号棟2201号
再生債務者　大野　幸男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２１年（再口）第９号
宮崎市淀川３丁目３番11号　日栄コーポ105号
再生債務者　川野　直美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月８日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再口）第３５号
宮城県黒川郡富谷町穀田字角力沢38番地１
再生債務者　鴇　　正則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月５日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再口）第１３号
愛知県半田市旭町４丁目４番地の13
再生債務者　櫻井　裕己
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再口）第８号
岩手県北上市立花24地割47番地７
再生債務者　小山田繁充
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月８日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（再口）第４号
富山県滑川市二ツ破63番地
再生債務者　髙髙　久雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月８日　　富山地方裁判所

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第１号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年２月 17 日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）
昭53中１第16949号
⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
昭53高１第16947号
2　授与年月日及び授与権者
⑴　昭和53年３月31日　東京都教育委員会
⑵　昭和53年３月31日　東京都教育委員会
3　氏名、生年月日及び本籍地
田中　隆文　昭和30年12月６日　千葉県
4　失効年月日
平成21年８月１日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年２月 17 日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）
平19中一第487号
⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
平19高一第722号
2　授与年月日及び授与権者
⑴　平成20年３月21日　千葉県教育委員会
⑵　平成20年３月21日　千葉県教育委員会
3　氏名、生年月日及び本籍地
阪﨑　賢次　昭和60年７月24日　千葉県
4　失効年月日
平成21年９月25日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年２月 17 日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
⑴　中学校教諭一種免許状（英語）
平13中一第1078号
⑵　高等学校教諭一種免許状（英語）
平13高一第1448号
2　授与年月日及び授与権者
⑴　平成14年３月23日　千葉県教育委員会
⑵　平成14年３月23日　千葉県教育委員会
3　氏名、生年月日及び本籍地
山口　浩伸　昭和54年８月10日　千葉県
4　失効年月日
平成22年１月20日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年三月十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十二日
掲載頁　二〇一頁（号外第一三〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十二日
掲載頁　二〇一頁（号外第一三〇号）
平成二十二年二月十七日
埼玉県熊谷市佐谷田二四一八番地
（甲）関東浅野パイプ株式会社
代表取締役　目黒　邦夫
埼玉県熊谷市佐谷田二五〇〇番地
（乙）浅野防火建材株式会社
代表取締役　目黒　邦夫

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十二年三月八日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.commuture.com/nts/
（乙）http://www.commuture.com/netenge
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十日
掲載頁　一一四頁（号外第一四六号）
平成二十二年二月十七日
埼玉県さいたま市西区大字指扇四〇三番地一
（甲）株式会社エヌティエス
代表取締役　大塚　薫
千葉県流山市駒木五九〇番地
（乙）株式会社ザ・ネットエンジ
代表取締役　川村　泰三
埼玉県川越市大字下松原字二軒家四八五番地
四
（丙）株式会社ネオウェーブ
代表取締役　小原　辰夫